

○平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例

昭和55年3月28日

条例第1号

改正 昭和56年6月27日条例第28号

昭和60年9月30日条例第18号

平成10年3月25日条例第7号

平成11年3月19日条例第8号

平成20年6月27日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、勤労会館の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、働く市民の福祉の増進及び教養文化の向上に資するため、勤労会館を設置する。

2 勤労会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 平塚市勤労会館

位置 平塚市追分1番24号

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、勤労会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせるものとする。

(1) 勤労会館の利用の承認等に関する業務

(2) 勤労会館の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

(指定管理者の指定等)

第4条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に勤労会館の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 勤労会館の利用に関し、住民の平等な利用が確保できるものであること。
  - (2) 勤労会館の管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
  - (3) 勤労会館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (指定管理者の管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準により、適正に勤労会館の管理を行わなければならない。

- (1) 法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守すること。
  - (2) 勤労会館の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。
  - (3) 勤労会館の管理に関し知り得た利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。
- (指定管理者の告示)

第6条 市長は、指定管理者の指定をし、又は指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(休館日)

第7条 勤労会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの日に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の最終の日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用時間)

第8条 勤労会館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、資料談話室の利用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用承認)

第9条 勤労会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、資料談話室の利用については、この限りでない。

(利用制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、前条に規定する利用の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 勤労会館の施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他その利用が不相当と認められるとき。

(利用条件)

第11条 指定管理者は、第9条の規定により勤労会館の利用を承認する場合において管理上必要な条件を付けることができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第12条 第9条の規定により勤労会館の利用の承認（以下「利用承認」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用日数の制限)

第13条 勤労会館の利用日数は、1箇月に延べ14日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、その利用承認を取り消し、利用条件を変更し、又はその利用を停止することができる。

- (1) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第11条の規定に基づく利用条件に違反したとき。
- (3) 第12条の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があったとき。

(入館制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、勤労会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第16条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に施設及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を当該施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく施設及び附属設備にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。
- (8) その他管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(特別設備の設置等)

第17条 勤労会館の利用に当たっては、特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることができない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第18条 利用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えた場合には、利用後、直ちに原状に復さなければならない。第14条(同条第4号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止された場合も、また同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合には、市長が利用者に代わってこれを執行する。この場合においてこれに要した費用は、利用者の負担とする。

(入館者の損害賠償義務)

第19条 入館者は、勤労会館の施設及び附属設備その他器具等を破損又は滅失したとき

は、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(大会議室の使用料)

第20条 大会議室の利用については、使用料を徴収する。

- 2 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 使用料は、利用承認を受けるときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第21条 公用又は公益のために利用する場合において市長が特に認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第22条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用する者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。
  - (2) 第14条(同条第4号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したとき。
  - (3) 利用期日前3日までに利用の取消しを届け出て、市長が正当な理由があると認めるとき。
- 2 第14条第4号に該当する場合に同条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、市長は、既納の使用料を還付しなければならない。

(管理上の入室)

第23条 利用者は、係員が管理上の必要により入室を要求した場合には、これを拒むことができない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和55年規則第34号により同年7月1日から施行)

付 則 (昭和56年6月27日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例別表の規定は、昭和61年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の規定により申込みをし、又は承認を受けている者は、改正後の第9条の規定により申込みをし、又は承認を受けたものとみなす。

（準備行為）

- 3 改正後の第4条及び第6条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第20条関係）

午前	午後	夜間	全日
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
2,400円	2,400円	3,600円	7,200円